

住宅性能評価の評価料金の概要

一般財団法人 茨城県建築センター
令和1年10月1日

別表第1 設計住宅性能評価の評価料金

単位:円(税抜)

	(い)床面積の合計	(ろ)必須4分野のみについて評価する場合の額	(は)必須4分野以外の分野について評価する場合(ろ)に加算する額	
一戸建て	100㎡以内	27,000	4,000	
	100㎡超 200㎡以内	30,000		
	200㎡超 500㎡以内	33,000		
	500㎡超	48,000		
共同住宅等	200㎡以内	26,000 + M × 11,000	+ M × 4,000 ※1	
	200㎡超 500㎡以内	43,000 + M × 11,000		
	500㎡超 1,000㎡以内	49,000 + M × 11,000		
	1,000㎡超 2,000㎡以内	58,000 + M × 11,000		
	2,000㎡超 10,000㎡以内	115,000 + M × 6,000		
	10,000㎡超 50,000㎡以内	333,000 + M × 6,000		
50,000㎡超	762,000 + M × 6,000			

M:評価対象戸数
※1 共同住宅等に[音環境に関する]ことを評価する場合はM×8,000とする。ただし、必須4分野以外の分野が[音環境に関する]ことのみ場合はM×4,000とする。

別表第2 建設住宅性能評価(新築住宅に限る)の評価料金

単位:円(税抜)

	(い)床面積の合計	(ろ)必須4分野のみについて評価する場合の額	(は)必須4分野以外の分野について評価する場合(ろ)に加算する額	
一戸建て	100㎡以内	77,000	4,000	
	100㎡超 200㎡以内	86,000		
	200㎡超 500㎡以内	103,000		
	500㎡超	160,000		
共同住宅等	200㎡以内	N × 22,000 + M × 12,000	+ M × 4,000 ※1	
	200㎡超 500㎡以内	N × 29,000 + M × 12,000		
	500㎡超 1,000㎡以内	N × 37,000 + M × 12,000		
	1,000㎡超 2,000㎡以内	N × 89,000 + M × 12,000		
	2,000㎡超 10,000㎡以内	N × 171,000 + M × 10,000		
	10,000㎡超 50,000㎡以内	N × 333,000 + M × 10,000		
50,000㎡超	N × 667,000 + M × 10,000			

M:評価対象戸数
N:現場検査を行う回数(現場検査を書類等による審査にて省略する場合を含む)
※1 共同住宅等に[音環境に関する]ことを評価する場合はM×8,000とする。ただし、必須4分野以外の分野が[音環境に関する]ことのみ場合はM×4,000とする。

別表第3 他者が設計住宅性能評価を行った場合の建設住宅性能評価の評価料金の加算額

単位:円(税抜)

	(い)床面積の合計	(ろ)必須4分野のみについて評価する場合の加算額	(は)必須4分野以外の分野について評価する場合(ろ)に加算する額	
一戸建て	100㎡以内	9,000	4,000	
	100㎡超 200㎡以内	10,000		
	200㎡超 500㎡以内	18,000		
	500㎡超	27,000		
共同住宅等	200㎡以内	12,000 + M × 5,000	+ M × 4,000 ※1	
	200㎡超 500㎡以内	24,000 + M × 5,000		
	500㎡超 1,000㎡以内	32,000 + M × 5,000		
	1,000㎡超 2,000㎡以内	42,000 + M × 5,000		
	2,000㎡超 10,000㎡以内	105,000 + M × 5,000		
	10,000㎡超 50,000㎡以内	190,000 + M × 5,000		
50,000㎡超	381,000 + M × 5,000			

M:評価対象戸数
※1 共同住宅等に[音環境に関する]ことを評価する場合はM×8,000とする。ただし、必須4分野以外の分野が[音環境に関する]ことのみ場合はM×4,000とする。

別表第4 室内空気中の化学物質の濃度等の測定を行う場合の評価料金の加算額

単位:円(税抜)

	(い)測定を行う化学物質	(ろ)建設住宅性能評価の評価料金の加算額	
一戸建ての住宅	ホルムアルデヒドのみについて測定する場合	29,000	
	ホルムアルデヒド及びVOCについて測定する場合	38,000	
共同住宅等	ホルムアルデヒドのみについて測定する場合	$m \times 11,000 + (2p - 1) \times 19,000$	
	ホルムアルデヒド及びVOCについて測定する場合	$m \times 21,000 + (2p - 1) \times 19,000$	

m:室内空気中の化学物質の濃度等の測定戸数 p:m÷20の整数(小数点以下は切り上げる。)

- 注意
1. 測定の方法は、簡易測定機器(測定サンプラーによるパッシブ採取方式)による。
 2. 評価方法基準6-3(3)イ③に規定されている窓及び扉の開閉等の測定環境の設定及び維持を、申請者が行うものとする。
 3. 新築住宅に係る建設住宅性能評価においては、竣工時の検査と測定を同時に行うものとする。
 4. VOCとは、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンをいう。

別表第5 住宅型式性能認定又は認証型式住宅部分等を含む場合の評価料金の減額

単位:円(税抜)

	(い)床面積の合計	設計住宅性能評価の評価料金から減する額		建設住宅性能評価の評価料金から減する額	
		(ろ)住宅型式性能認定	(は)認証型式住宅	(に)住宅型式性能認定	(ほ)認証型式住宅
一戸建て	100㎡以内	1,000	2,000	10,000	17,000
	100㎡超 200㎡以内	2,000	3,000	13,000	22,000
	200㎡超 500㎡以内	3,000	4,000	17,000	27,000
	500㎡超	5,000	6,000	10,000	15,000
共同住宅等	200㎡以内	2,000 + M × 1,000	3,000 + M × 1,000	N × 3,000 + M × 1,000	N × 4,000 + M × 1,000
	200㎡超 500㎡以内	5,000 + M × 1,000	8,000 + M × 1,000	N × 6,000 + M × 1,000	N × 8,000 + M × 1,000
	500㎡超 1,000㎡以内	7,000 + M × 1,000	10,000 + M × 1,000	N × 9,000 + M × 1,000	N × 11,000 + M × 1,000
	1,000㎡超 2,000㎡以内	8,000 + M × 1,000	12,000 + M × 1,000	N × 10,000 + M × 1,000	N × 14,000 + M × 1,000
	2,000㎡超 10,000㎡以内	22,000 + M × 1,000	25,000 + M × 1,000	N × 20,000 + M × 1,000	N × 26,000 + M × 1,000
	10,000㎡超 50,000㎡以内	37,000 + M × 1,000	44,000 + M × 1,000	N × 36,000 + M × 1,000	N × 42,000 + M × 1,000
50,000㎡超	76,000 + M × 1,000	87,000 + M × 1,000	N × 67,000 + M × 1,000	N × 73,000 + M × 1,000	

M:評価対象戸数
N:現場検査を行う回数(現場検査を書類等による審査にて省略する場合を含む)

別表第6 建築基準法に基づく確認、検査をととも申請する場合の評価料金の減額

単位:円(税抜)

	(い)床面積の合計	(ろ)設計住宅性能評価の評価料金から減する額	(は)建設住宅性能評価の評価料金から減する額
一戸建て	100㎡以内	2,000	3,000
	100㎡超 200㎡以内	3,000	4,000
	200㎡超 500㎡以内	4,000	5,000
	500㎡超	5,000	6,000
共同住宅等	200㎡以内	5,000	9,000
	200㎡超 500㎡以内	6,000	12,000
	500㎡超 1,000㎡以内	7,000	15,000
	1,000㎡超 2,000㎡以内	8,000	19,000
	2,000㎡超 10,000㎡以内	10,000	24,000
	10,000㎡超 50,000㎡以内	19,000	29,000
50,000㎡超	29,000	33,000	

別表第7 住戸の仕様が同一仕様等で同一評価の共同住宅等の評価料金の減額

単位:円(税抜)

設計住宅性能評価等の評価料金から減する額	m × 3,000
m:同一仕様で同一評価の住戸の戸数	

別表第8 住棟の仕様が同一仕様等で同一評価の共同住宅等の評価料金の減額

単位:円(税抜)

設計住宅性能評価等の評価料金から減する額	M × 3,000
M:住棟の仕様が同一仕様等である住棟の戸数	

別表第9 電子情報処理組織により作成した磁気ディスクを添付した住宅性能評価の評価料金の減額

単位:円(税抜)

(い)区分	(ろ)設計住宅性能評価の評価料金から減する額
一戸建ての住宅	4,000
共同住宅等	4,000 + M × 2,000
M:評価対象住戸数	

別表第10 あらかじめ理事長が定める日又は期間内に住宅性能評価を行った場合の評価料金に乗ずる係数

(い)区分	(ろ)設計住宅性能評価の評価料金に乗ずる係数	(は)建設住宅性能評価の評価料金に乗ずる係数
一戸建て住宅	0.95 + 0.90 + 0.85 + 0.80 + 0.75 + 0.70	0.95 + 0.90 + 0.85 + 0.80 + 0.75 + 0.70
共同住宅等	0.95 + 0.90 + 0.85 + 0.80 + 0.75 + 0.70	0.95 + 0.90 + 0.85 + 0.80 + 0.75 + 0.70

理事長は、理事長が定める日又は期間、理事長が定める項目、理事長が定める係数を、あらかじめ定めることができるものとする。

別表第11 新築住宅に係る建設住宅性能評価の評価料金の返還率

(い)申請の取下げを行った時期	(ろ)当該評価料金に乗ずる率
建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第1回目の現地検査の前日まで	0.95
第1回目の現地検査を実施した日から第2回目の現地検査の前日まで	0.70
第2回目の現地検査を実施した日から第3回目の現地検査の前日まで	0.45
第3回目の現地検査を実施した日から第4回目の現地検査の前日まで	0.20
建設住宅性能評価の申請を乙が受理した日から第1回目の現地検査の前日まで	0.95
第1回目の現地検査を実施した日から最終回(竣工時)の現地検査を実施する日の前日まで	1-(J÷N+0.05)

J:評価の取り下げ及び解除の日までにすでに実施した現場検査の回数
N:現場検査を行う回数(現場検査を書類等による審査にて省略する場合を含む)
(注意事項)
※ Nは、現場検査を行う回数ですが、現場検査を書類等による審査にて省略する場合も含まれます。
※ 建設住宅性能評価申請の評価料金には、紛争処理負担金が含まれてます。
※ 評価料金は、現金又は振込によります。
※ その他詳細については、(一財)茨城県建築センター評価業務規程に基づきます。